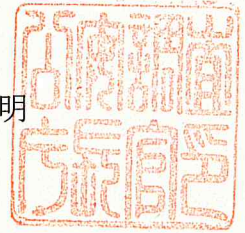


公調総発第133号
平成25年5月16日

行政文書開示決定通知書

新海 聡 様

公安調査庁長官 尾 崎 道 明



平成25年5月10日受付第13-1-3号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称等

平成24年9月14日付け発表資料「懲戒処分等の公表について」（関東公安調査局 国立駐在官室職員による調査活動費等の不正使用事案について）

2 不開示とした部分とその理由

渉外広報調整官の卓上の直通電話番号が記載された部分については、一般に公にしておらず、政府、国会及び報道関係者等との連絡用の電話番号であり、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公安調査庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

担当課等

公安調査庁総務部総務課審理室

TEL：03-3592-5711

発表資料

平成24年9月14日

公安調査庁

懲戒処分等の公表について

本日、関東公安調査局国立駐在官室職員による調査活動費等の不正使用事案について、下記のとおり処分等を行いましたので公表します。

記

1 被処分者及び処分内容等

国立駐在官室統括調査官A（室長）（58歳）：停職3月

※ 処分発令日に依願退職済み

国立駐在官室上席調査官B（42歳）：減給3月（俸給の月額100分の5）

国立駐在官室職員ら3人：訓告（監督上の措置）

監督責任

関東公安調査局長：厳重注意（監督上の措置）

中国公安調査局長（前関東公安調査局総務部長）：厳重注意（同上）

関東公安調査局総務部長：厳重注意（同上）

2 処分発令日

平成24年9月14日

3 事案の概要

(1) 旅費の不正受領

平成24年3月、被処分者統括調査官A（室長）、上席調査官Bら職員3名は、官用車で静岡県内まで出張したにもかかわらず、新幹線代等の旅費（鉄道等運賃）を請求し、3名で合計2万9,460円を不正に受領したものの。

(2) 調査活動費の不正支出

被処分者統括調査官Aは、平成23年3月、同24年3月、5月及び7

月の計4回にわたり、部下職員らと昼食を共にし、一旦はその代金合計3万2,580円を支払ったものの、その後、被処分者上席調査官Bに指示をして調査活動費の支出手続を取らせ、同活動費から、不正に同額の支払を受けたもの。

4 発覚の経緯

本年7月、関東公安調査局が国立駐在官室に対し行った内部監査により、3(1)の旅費の不正受領の事実を把握し、その後、本庁と共同で調査チームを立ち上げて調査を進め、3(2)の調査活動費の不正支出の事実を把握したもの。

5 弁償

本件不正によって生じた国の損失金については、延滞金を加算した上で、全額国庫に返済済み。

6 再発防止策

本来、国立駐在官室の責任者として旅費や調査活動費の執行をチェックすべき室長自身が不正を行っていたことから、今後は、国立駐在官室長に適格な人材を配置することはもとより、以下の再発防止策を実施。

- ・ 全国一斉会計監査
- ・ 会計監査室の設置など監査機能の強化
- ・ 会計処理手続の改善
- ・ 職員に対するコンプライアンス研修の充実・強化

【本件についての問合せ先】

公安調査庁総務部総務課渉外広報調整室

担当：渉外広報調整官 黒木

電話：

公調総発第134号
平成25年5月16日

行政文書開示決定通知書

新海 聡 様

公安調査庁長官 尾 崎 道 明



平成25年5月10日受付第13-1-4号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称等

平成25年4月26日付け発表資料「懲戒処分等の公表について」（さいたま公安調査事務所職員による調査活動費の不正支出事案について）

2 不開示とした部分とその理由

渉外広報調整官の卓上の直通電話番号が記載された部分については、一般に公にしておらず、政府、国会及び報道関係者等との連絡用の電話番号であり、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公安調査庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

担当課等

公安調査庁総務部総務課審理室

TEL：03-3592-5711

平成25年4月26日
公安調査庁

懲戒処分等の公表について

本日、さいたま公安調査事務所職員による調査活動費の不正支出事案について、
下記のとおり処分等を行いましたので公表します。

記

1 被処分者及び処分内容等（肩書は当時）

さいたま公安調査事務所長 A（男性：59歳）：停職6月

※ 処分発令日に依願退職済み

同事務所首席調査官 B（男性：58歳）：減給3月（俸給の月額100分の10）

同事務所調査指導専門官 C（男性：58歳）：減給3月（俸給の月額100分の10）

同事務所首席調査官 D（男性：56歳）：減給3月（俸給の月額100分の5）

同事務所調査指導専門官 E（男性：58歳）：戒告

監督責任

関東公安調査局長：厳重注意（監督上の措置）

なお、同局長については、他官庁に異動しているため、異動先の官庁に対して措置を依頼し、措置済み。

2 処分発令日

平成25年4月26日

3 事実関係

- (1) Aは、調査活動費を不正に支出して目的外に使用しようと企て、平成24年5月中旬ころ、B以下4名に指示して、情報提供者に対し報酬を支払ったかのように装った書類を作成させ、同年6月から8月までの間に8回にわたり、調査活動費の支出手続をして、合計23万9,377円を不正に支出させて、その後、これを目的外に使用した。
- (2) Bは、前記指示に従い、平成24年6月から8月までの間に3回にわたり、上記のうち合計8万円の不正支出を実行した。
- (3) Cは、前記指示に従い、平成24年6月から8月までの間に5回にわたり、上記のうち合計15万9,377円の不正支出を実行した。
- (4) Dは、上記各不正支出において、その情を知らずながらそれらの支払・精算

手続を行ったほか、この事実を関東公安調査局あるいは公安調査庁本庁に報告しなかった。

- (5) Eは、Dの部下として、Dの不在時に上記不正支出のうち1回、その情を知りながら精算手続を行ったほか、この事実を関東公安調査局あるいは公安調査庁本庁に報告しなかった。

4 発覚の経緯

平成25年2月28日、本庁会計監査室長が、監査業務の一環としてDの事情聴取を行った際、本件についての申告があり、その後、関係者から事情聴取するなどして本件が発覚したもの。

5 弁償

本件不正によって生じた国の損失金については、延滞金を加算した上で、全額国庫に返納済み。

6 再発防止策

本件事案を踏まえ、今後本庁総務部会計監査室による会計監査を強化していくとともに、予算の適正な執行について、幹部を含む職員への徹底した指導を行う。

【本件についての問合せ先】

公安調査庁総務部総務課渉外広報調整室

担当：渉外広報調整官

電話：